

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策における失業認定日の特例措置について

新型コロナウイルスによる感染防止等のため、**令和2年4月30日までの間、認定日に係る取扱い**について次の特例措置を実施します。

※ 感染の拡大等の状況により、期間を延長する場合があります。

認定日の取扱いについて

- 1 当初予定していた認定日を、**令和2年5月7日以降の別の日に変更いたします。**
※ 認定日の変更をご希望の方は、変更後の失業認定日をご案内しますので、**当初の認定日当日までに**管轄のハローワークにご連絡をお願いします。
認定日を変更した場合、給付金の支給日も変更されることとなりますのでご了承ください。
- 2 当初予定していた認定日で来所を希望される場合は**当該認定日にご来所ください。**
※ 来所される時間については開庁時間内で柔軟に対応します。

なお、コロナウイルス感染症の感染防止のために上記1、2のいずれの日にも来所が困難な場合については、郵送による証明認定が可能です。

郵送による認定を希望される場合は、当初の認定日当日に、管轄のハローワークあて「雇用保険受給資格者証」「失業認定申告書」を送付いただきますが、以下の点にご留意ください。

- ・失業認定申告書の備考欄には「新型コロナウイルス感染症の感染防止のために安定所に出頭することが困難」とお書きください。
- ・送付の際は簡易書留など配達された記録が残る方法でお送りください。

求職活動の取扱いについて

原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間中に、最低2回以上行う必要があります。新型コロナウイルス感染防止対策等により求職活動を行うことができなかった場合は、やむを得ない理由か否かの判断を行うため管轄のハローワークでアンケート用紙に理由を記入していただきます。

※ 次回の認定日において当該特例措置が延長された場合も同様の取扱いとなります。
※ 特例措置の延長等についてのご不明点は、管轄ハローワークの雇用保険担当窓口にお問い合わせください。

詳しくは、お手続きをされているハローワークにお尋ねください。